



が強制的和解仲裁法を發布して之を強制してゐる事である。我が國が斯うした法規を發布實施するのは果して何時の事であらう。併し法律上その有効を保證されないとしても労働團體の勢力にして偉大なれば事實上之を有効にする事も出来るのだ。故に問題は立法上の問題にあらずして組合の實力如何にある。

眞の團體交渉権を獲得せよ。

組合の事實上の存在確認や、工場委員會が眞の團體交渉権でない事は既に述べた。今や「我」が労働組合は、所謂「團體交渉権」から、眞の「團體交渉権」に至るべき秋である。

團體交渉は、工場委員會の決議の如く、單に會社の参考に資する程度のものではない。成立した團體交渉は、その優先實力に於て必ず實施さるべきものでなくてはならない。萬一にも、その交渉が會社側に於て實行されない場合、組合は同團體交渉を以て飽くまで之を強制しなければならない。即ち之は工場委員の如く、勞資協商を主旨とするものではなくて、勞資の對立、權利義務の抗争を主旨とする。而して團體交渉の内容も多くの工場委員會が取扱ひつあるが如き、賃金増進などではなく、賃銀や労働時間其他の雇用條件の制定に力を注がなければならない。最低賃銀の設定の如きは、その最なるものといはなければならぬ。即ち團體交渉權は少くとも次の如くにして獲得しなければならない。左に記す處は兵庫縣武庫川リバーブラザース石鹼會社工場職工が要求せる處のものである。

本件、好々此上ヘイ。バ一。兄。石鹼會社の實例。

參考サレタモノ。バ一。弟。石鹼會社の實例。
事実、會社は日本労働總團體尼崎合同組合武庫川支部を承認す
る。